

福 技 検 第 6 3 号
2 0 0 9 年(平成 2 1 年) 1 2 月 2 8 日

認 定 業 者 様

福 山 市 長
(建設局建設管理部技術検査課)

本市発注工事における道路使用時間について (通知)

みだしのことについて、福山市管内の警察三署（東・北・西）における道路使用時間は、9時から16時が基本となっており、この度、警察三署と協議し、道路使用時間の延長を希望する場合については、次のとおり取り扱うこととなりましたので通知します。

- 1 作業時間の延長を希望する場合は、所轄の警察署に事前相談を行うこと。
- 2 事前相談は、予定する道路使用許可日の原則1週間前までに行うこと。
- 3 事前相談には、次の書類を持参すること。(道路使用許可申請時と同じ)
 - ①道路使用許可申請書（使用許可時間は空欄とする）
 - ②同意書〔地元（町内会長や土木常設員など）の同意〕
 - ③位置図
 - ④付近図（住宅地図等）
 - ⑤平面図，横断図など（工事施工関係図書）
 - ⑥工程表
- 4 事前相談は、原則として15時から17時にすること。

実施日 : 2 0 1 0 年 (平成 2 2 年) 1 月 4 日 (月) から